

特定工程及び特定工程後の工程の指定について

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 92 号）の規定による改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号の工程（以下「特定工程」という。）及び同条第 6 項に規定する特定工程後の工程（特定行政庁が同条第 1 項第 2 号の指定と併せて指定するものに限る。以下同じ。）を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定により公示する。

平成 19 年 5 月 2 0 日

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

1 中間検査を行う区域

羽曳野市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造を併用する構造の建築物で次の各号のいずれかに該当するもの

(1) 確認の申請又は通知部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超える住宅（一戸建て住宅、兼用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿）

(2) (1) に掲げる建築物以外の建築物で地階を除く階数が 3 以上のもの又は確認の申請若しくは通知部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの

3 指定する特定工程

(1) 基礎工事に関する特定工程

法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（第 68 条の 10 第 1 項の認定に係る建築物及び第 68 条の 11 第 1 項の認証に係る建築物を除く。）の基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）を特定工程とする。ただし、当該工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎の配筋工事を特定工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程とする。ただし、同表の右欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

項	構造	特定工程
1	木造	屋根の小屋組みの工事
2	鉄骨造	2階の床版の取付け工事（平屋建ての建築物については、建方工事）
3	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋建ての建築物については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事
5	その他の構造	屋根の工事
6	1の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）

4 指定する特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物(第68条の10第1項の認定に係る建築物及び第68条の11第1項の認証に係る建築物を除く。)の基礎をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(以下「コンクリート打込み工事」という。)を特定工程後の工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

項	構造	特定工程後の工程
1	木造	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋建ての建築物については、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事
5	その他の構造	壁の外装工事又は内装工事
6	1の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	3の（2）の表の6の項に掲げる工事に係る構造に対応する1の項から5の項までの構造の区分に応じて右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

5 適用

- (1) この告示の規定は、平成19年6月20日以後に確認の申請又は通知がされた建築物について適用し、同日前に確認の申請がされた建築物については、なお従前の例による。
- (2) 3及び4の規定は、平成19年6月20日以後に法第6条第1項の確認の申請書を提出する建築物、第6条の2第1項の国土交通大臣又は知事が指定した者の確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の通知をする建築物について適用する。

6 適用除外

- (1) 法第85条の適用を受ける建築物又は特に市長が認めたものについては、この告示の規定は適用しない。
- (2) 法第7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物については、3の（2）の規定は適用しない。

7 告示の廃止

平成 19 年羽曳野市告示第 29 号（特定工程及び特定工程後の工程の指定について）
は、平成 19 年 6 月 19 日限り廃止する。